

日医発第 477 号（保険）
令和 4 年 6 月 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」等の一部改正等について

柔道整復師の施術に係る療養費につきましては、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において、療養費の改定や中長期的な議題が議論されているところ
であります。

今般、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であ
って、常勤職員が 3 人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を
無償で交付することし、令和 4 年 10 月 1 日より適用することが示され、関連通知が発出
されましたのでご連絡申し上げます。（詳細につきましては添付資料をご参照ください。）

[添付資料]

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令 4.5.27 保発 0527 第 2 号 厚生労働省保険局長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について
(令 4.5.27 保発 0527 第 3 号 厚生労働省保険局長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の
一部改正について
(令 4.5.27 保医発 0527 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令 4.5.27 保医発 0527 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について
(令 4.5.27 保医発 0527 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)
- ・柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について
(令 4.5.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
- ・「柔整療養費の被保険者等への照会について」の一部改正について
(令 4.5.27 事務連絡 厚生労働省保険局保険課 国民健康保険課 高齢者医療課 医療
課)



保発 0527 第 2 号

令和 4 年 5 月 27 日

都道府県知事 }
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知）について、施術内容の透明化や患者への情報提供を推進するとともに、業界の健全な発展を図る観点から、明細書の患者への交付を義務化するため、その一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 10 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

なお、令和 4 年 10 月 1 日以降新たに受領委任の取扱いの届出又は申出をした者については、改正後の本通知を適用する。令和 4 年 9 月 30 日までに既に受領委任の取扱いに係る協定又は契約を締結済みの者については、特段の意思表示がない限り、改正後の協定又は契約を締結したものとみなして、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

ただし、改正前の別添 1 別紙の様式第 5 号及び別添 2 の様式第 5 号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号)

○別添 1 別紙の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 別紙 第 1 章・第 2 章 (略) 第 3 章 保険施術の取扱い 16～19 (略) (領収証及び明細書の交付) 20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。 <u>また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。</u> 21～25 (略) 第 4 章～第 10 章 (略) | 別紙 第 1 章・第 2 章 (略) 第 3 章 保険施術の取扱い 16～19 (略) (領収証の交付) 20 丁は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、 <u>患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。</u> 21～25 (略) 第 4 章～第 10 章 (略) |

○別添2の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 受領委任の取扱規程 | 受領委任の取扱規程 |
| 第1章・第2章 (略) | 第1章・第2章 (略) |
| 第3章 保険施術の取扱い | 第3章 保険施術の取扱い |
| 16～19 (略) | 16～19 (略) |
| (領収証及び明細書の交付) | (領収証の交付) |
| <p>20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、<u>正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。</u> <u>また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。</u></p> | <p>20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、<u>患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。</u></p> |
| 21～25 (略) | 21～25 (略) |
| 第4章～第10章 (略) | 第4章～第10章 (略) |



保発 0527 第 3 号

令和 4 年 5 月 27 日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号厚生省保険局長通知)について、その一部を別紙のとおり改正し、初検、往療及び再検の注 3 に係る改正は令和 4 年 6 月 1 日以降の施術分から、備考 9 に係る改正は令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和 33 年9月 30 日付け保発第 64 号)

(傍線部分が改正部分)

| 改 正 後 | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|--|--|----------|---------|-------------|-------|----------|---------|----------|-------|--|--|-----------|--|----------|---------|-------------|-------|----------|---------|----------|-------|
| 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 | | 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">初検、往療及び再検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td>1,520 円</td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td>2,300 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td>410 円</td> </tr> </tbody> </table> | | 初検、往療及び再検 | | 1. 初 検 料 | 1,520 円 | 2. 初検時相談支援料 | 100 円 | 3. 往 療 料 | 2,300 円 | 4. 再 検 料 | 410 円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">初検、往療及び再検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 初 検 料</td> <td>1,520 円</td> </tr> <tr> <td>2. 初検時相談支援料</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>3. 往 療 料</td> <td>2,300 円</td> </tr> <tr> <td>4. 再 検 料</td> <td>410 円</td> </tr> </tbody> </table> | | 初検、往療及び再検 | | 1. 初 検 料 | 1,520 円 | 2. 初検時相談支援料 | 100 円 | 3. 往 療 料 | 2,300 円 | 4. 再 検 料 | 410 円 |
| 初検、往療及び再検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 初 検 料 | 1,520 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 初検時相談支援料 | 100 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 往 療 料 | 2,300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 再 検 料 | 410 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 初検、往療及び再検 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 初 検 料 | 1,520 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 初検時相談支援料 | 100 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 往 療 料 | 2,300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 再 検 料 | 410 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 注 1.・2. (略) 3. 往療距離が片道 4 キロメートルを超えた場合は、 <u>2,550 円</u> とする。 4. ～6. (略) | | 注 1.・2. (略) 3. 往療距離が片道 4 キロメートルを超えた場合は、 <u>2,700 円</u> とする。 4. ～6. (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 1. ～8. (略) 9. <u>患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月 1 回に限り、13 円を算定する。</u> | | 備考 1. ～8. (略) <u>(新設)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



保医発 0527 第 1 号
令和 4 年 5 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」（令和 4 年 5 月 27 日付け保発 0527 第 3 号）が通知されたところであるが、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成 9 年 4 月 17 日付け保発 57 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)

(傍線部分が改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 初検料及び初検時相談支援料 1～8 (略) 9 初検時相談支援料の取扱いについては、以下によること。 (1) 初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できること。 具体的には、 ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等) ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等) ③ 受領委任の取扱いについての説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証及び明細書の交付義務、申請書への署名の趣旨等) ④ その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。 なお、①及び②については、施術録に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。 (2) (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 1～3 (略) 4 その他の事項 (1)～(8) (略) <u>(9) 明細書発行体制加算</u></p> | <p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 初検料及び初検時相談支援料 1～8 (略) 9 初検時相談支援料の取扱いについては、以下によること。 (1) 初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できること。 具体的には、 ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等) ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等) ③ 受領委任の取扱いについての説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証の交付義務、申請書への署名の趣旨等) ④ その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。 なお、①及び②については、施術録に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。 (2) (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 1～3 (略) 4 その他の事項 (1)～(8) (略) (9) (新設)</p> |

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨を別紙様式3により、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和4年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ 明細書発行体制加算は、同月内においては1回のみ算定できること。なお、患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみ算定に限ること。

ウ アの届出を行った施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書を無償で交付する施術所ではなくなった場合は、速やかに、その旨を別紙様式4により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

エ 厚生労働省においては、ア及びウの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

第6・第7（略）

第8 一部負担金

1（略）

2 施術所の窓口での事務の負担軽減を考慮し、患者が一部負担金を支払う場合の10円未満の金額については、四捨五入の取扱いとすること。

また、施術所の窓口においては、10円未満の四捨五入を行う旨の掲示を行うことにより、被保険者等との間に混乱のないようにすること。

なお、保険者又は市町村（特別区を含む。）が支給する療養費又は医療費の額は、10円未満の四捨五入を行わない額であることから、患者に交付する領収証や明細書に記載された一部負担金の合計額と、柔

第6・第7（略）

第8 一部負担金

1（略）

2 施術所の窓口での事務の負担軽減を考慮し、患者が一部負担金を支払う場合の10円未満の金額については、四捨五入の取扱いとすること。

また、施術所の窓口においては、10円未満の四捨五入を行う旨の掲示を行うことにより、被保険者等との間に混乱のないようにすること。

なお、保険者又は市町村（特別区を含む。）が支給する療養費又は医療費の額は、10円未満の四捨五入を行わない額であること。

道整備施設療養費支給申請書に記載された一部負担金の額が異なる場合があること。

(別紙様式3)

明細書無償交付の実施施術所に係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名 _____
施術所の所在地 _____
電 話 番 号 _____
施 術 管 理 者 名 _____
登 録 記 号 番 号 _____

〇〇厚生(支)局長 様

(この届出書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

当施術所は、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしましたので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況(ア又はイに〇を記載)

※ アでもイでも明細書発行体制加算の請求は可能です。

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であり、明細書の無償交付を実施する。(注1)

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないが、明細書の無償交付を実施する。(注2)

2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無(ア又はイに〇を記載)

ア 使用している
イ 使用していない

(2) 常勤職員の数
() 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。(この場合も、明細書発行体制加算を請求できます)

注3 施術所の状況に変化があった場合(例:常勤職員数の変更等)であっても、明細書の無償交付の実施を継続する場合は、変更の届出をする必要はありません。ただし、明細書の無償交付の実施を取りやめる場合は、「明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書」(別紙様式4)を提出してください。

注4 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書を無償で交付する施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

(新設)

(別紙様式4)

明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書

令和 年 月 日

施 術 所 名 _____
施術所の所在地 _____
電 話 番 号 _____
施 術 管 理 者 名 _____
登 録 記 号 番 号 _____

〇〇厚生（支）局長 様
（この届出書は、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあっては地方厚生（支）局都府県事務所）へ提出してください。）

当施術所は、明細書の無償交付を実施する施術所として届出をしていましたが、明細書の無償交付の実施を取りやめますので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況（ア又はイに〇を記載）

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であったが、義務化の対象施術所でなくなったので、明細書の無償交付の実施を取りやめる。（注1）

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないものの、明細書の無償交付を実施していたが、明細書の無償交付の実施を取りやめる。（注2）

2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無（ア又はイに〇を記載）

- ア 使用している
- イ 使用していない

(2) 常勤職員の数
() 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。（この場合も、明細書発行体制加算を請求できます）

注3 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書の無償交付を取りやめた施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

(新設)

別添

施術録の記載・整備事項

1 施術録の記載項目

(1)～(8) (略)

(9) 施術の内容、経過等

施術月日、施術の内容、経過等を具体的に順序よく記載すること。

初検時相談支援の内容は、①及び②については、簡潔に記載するとともに、③については、説明した旨を記載すること。

① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限、運動制限等）

② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明（施術計画等）

③ 受領委任の取扱いについての説明（対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証及び明細書の交付義務、申請書への署名の趣旨等）

(10) 施術明細

① (略)

② 再検料、往療料、後療料、罨法料、電療料、明細書発行体制加算、包帯交換、その他

③～⑤ (略)

(11)・(12) (略)

2 (略)

別添

施術録の記載・整備事項

1 施術録の記載項目

(1)～(8) (略)

(9) 施術の内容、経過等

施術月日、施術の内容、経過等を具体的に順序よく記載すること。

初検時相談支援の内容は、①及び②については、簡潔に記載するとともに、③については、説明した旨を記載すること。

① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限、運動制限等）

② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明（施術計画等）

③ 受領委任の取扱いについての説明（対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証の交付義務、申請書への署名の趣旨等）

(10) 施術明細

① (略)

② 再検料、往療料、後療料、罨法料、電療料、包帯交換、その他

③～⑤ (略)

(11)・(12) (略)

2 (略)



保医発 0527 第 2 号
令和 4 年 5 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について（令和 4 年 5 月 27 日付け保発 0527 第 3 号）が通知され、明細書発行体制加算が創設された。また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 66 号）の施行に伴い、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）の一部が改正され、一定以上の所得を有する被保険者について窓口負担割合が 2 割とされることについて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和 3 年 6 月 11 日付け社援発 0611 第 8 号、保発 0611 第 5 号、年発 0611 第 1 号）及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）」（令和 4 年 1 月 4 日付け保発 0104 第 1 号）をもって通知されたところである。これらに伴う柔道整復施術療養費支給申請書の取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

ただし、改正前の別紙別添の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1 保険者番号等の欄</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 「本家区分」欄について 該当する区分のうちいずれか1つを○で囲むこと。 なお、未就学者である患者（6歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう。以下同じ。）は「4」、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者は「8」又は「0」を○で囲むこととし、また、公費負担医療については本人に該当するものとする。 ただし、国民健康保険の場合は、市町村国民健康保険であって被保険者（世帯主）と被保険者（その他）の給付割合が異なるもの及び国民健康保険組合については被保険者（世帯主（高齢受給者を除く。))は「2」、被保険者（その他（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。))は「6」を○で囲むこととし、それ以外（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。))はいずれか一方を○で囲むこと。</p> <p>2. 本人・・・本人</p> <p>4. 六歳・・・未就学者</p> <p>6. 家族・・・家族</p> <p>8. 高一・・・高齢受給者・後期高齢者医療一般、低所得者</p> <p>0. 高7・・・高齢受給者・後期高齢者医療7割給付</p> <p><u>(注) 後期高齢者医療一般のうち、1割負担の者と、2割負担の者の判別については、「給付割合」欄により行うため、特段の記載は必要ない。</u></p> | <p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1 保険者番号等の欄</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 「本家区分」欄について 該当する区分のうちいずれか1つを○で囲むこと。 なお、未就学者である患者（6歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう。以下同じ。）は「4」、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者は「8」又は「0」を○で囲むこととし、また、公費負担医療については本人に該当するものとする。 ただし、国民健康保険の場合は、市町村国民健康保険であって被保険者（世帯主）と被保険者（その他）の給付割合が異なるもの及び国民健康保険組合については被保険者（世帯主（高齢受給者を除く。))は「2」、被保険者（その他（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。))は「6」を○で囲むこととし、それ以外（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。))はいずれか一方を○で囲むこと。</p> <p>2. 本人・・・本人</p> <p>4. 六歳・・・未就学者</p> <p>6. 家族・・・家族</p> <p>8. 高一・・・高齢受給者・後期高齢者医療一般、低所得者</p> <p>0. 高7・・・高齢受給者・後期高齢者医療7割給付</p> |

- (7) 「給付割合」欄について
国民健康保険、後期高齢者医療及び退職者医療の場合、該当する
給付割合を○で囲むこと。
(8)～(10) (略)

2 施術の内容欄

- (1)～(18) (略)
(19) 「明細書発行体制加算」欄には、金額を記載すること。
また、「摘要」欄に明細書発行体制加算の算定となる日を記載する
こと。
(20) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逡減開始月日」欄、「後療料」
欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」
欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について
(略)
(21) 「摘要」欄について
(略)
(22) 「一部負担金」欄について
(略)
(23) その他
(略)

3～6 (略)

- (7) 「給付割合」欄について
国民健康保険及び退職者医療の場合、該当する給付割合を○で囲
むこと。
(8)～(10) (略)

2 施術の内容欄

- (1)～(18) (略)
(新設)
(19) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逡減開始月日」欄、「後療料」
欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」
欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について
(略)
(20) 「摘要」欄について
(略)
(21) 「一部負担金」欄について
(略)
(22) その他
(略)

3～6 (略)

(別添)

(様式第5号)
柔道 整復 施術 療養費 支給 申請書
令和 年 月 分

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|---------------|------|------------|------------|------------|--------------|--------------|---------------|-------------|------------------|
| 公費負担者番号 ① | 公費負担者番号 ② | 公費負担医療の受給者番号① | 公費負担医療の受給者番号② | 保険種別 | 1.低 4.国 | 2.組 5.連 | 3.共 6.連 | 4.単 分3.3併 | 5.単 分4.6併 | 6.本人 分6.3併 | 8.高 0.高7 | 9.特 別 10.9 |
|--------------|--------------|---------------|---------------|------|------------|------------|------------|--------------|--------------|---------------|-------------|------------------|

被保険者 氏名 住所
世帯主・組合員の受給者 住所

療養を受けた者の氏名 生年月日 傷の原因

| 傷名 | 傷年月日 | 初療年月日 | 施術開始年月日 | 施術終了年月日 | 実日数 | 転帰 |
|-----|------|-------|---------|---------|-----|----------|
| (1) | | | | | | 治療・中止・転医 |
| (2) | | | | | | 治療・中止・転医 |
| (3) | | | | | | 治療・中止・転医 |
| (4) | | | | | | 治療・中止・転医 |
| (5) | | | | | | 治療・中止・転医 |

経過 請求区分 新規・継続

施術日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|----------|---|----------------|---|-----------|---|---------|---|-----------|---|---|---|
| 初検料 | 円 | 初検時相談交際料 | 円 | 往療料 km | 円 | 金庫副子等加算 | 円 | 施術情報提供料 | 円 | 明確書発行体制加算 | 円 | 計 | 円 |
| 加算(休日・深夜・時間外) | 円 | 再検料 | 円 | 加算(夜間・難路・暴風雨雪) | 円 | 柔道整復運動後療料 | 円 | | 円 | | 円 | 計 | 円 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-----|-------|-------|
| 整復料・固定料・施術料 | (1) 円 | (2) 円 | (3) 円 | (4) 円 | (5) 円 | 計 | 円 | | |
| 部位 | % | 通病開始月日 | 後療料 円 | 浄電法料 円 | 温電法料 円 | 電療料 円 | 計 円 | 多量計 円 | 長期計 円 |
| [1] | 100 | | | | | | | | |
| [2] | 100 | | | | | | | | |
| [3] | 80 | | | | | | | 0.6 | |
| [4] | 100 | | | | | | | | |
| [4] | 80 | | | | | | | 0.6 | |
| [4] | 100 | | | | | | | | |

合 計 円

一部負担金 円

請求金額 円

| | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 金庫副子等加算日 | 1回目 日 | 2回目 日 | 3回目 日 | 柔道整復運動後療料加算日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
|----------|-------|-------|-------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|

明細書発行体制加算 加算日 日 日 日

支払口座 1:普通 2:当座 3:通知 4:留保

金融機関 銀行 本店 支店 農協 本・支所

口座名 口座番号

登録記号番号

上記のとおり施術したことを証明します。
令和 年 月 日
所在地 〒
施術所名称
電話
明 証 柔道 フリガナ
整復師 氏名

上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。
令和 年 月 日
住所(上記住所欄と同じ)
被保険者
世帯主
組合員
受給者
氏名

この欄は、患者が記入してごさい。ただし、患者が記入する事ができない場合には、代理人記入の上、捺印してごさい。

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

(別添)

(様式第5号)
柔道 整復 施術 療養費 支給 申請書
令和 年 月 分

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|---------------|------|------------|------------|------------|--------------|--------------|---------------|-------------|------------------|
| 公費負担者番号 ① | 公費負担者番号 ② | 公費負担医療の受給者番号① | 公費負担医療の受給者番号② | 保険種別 | 1.低 4.国 | 2.組 5.連 | 3.共 6.連 | 4.単 分3.3併 | 5.単 分4.6併 | 6.本人 分6.3併 | 8.高 0.高7 | 9.特 別 10.9 |
|--------------|--------------|---------------|---------------|------|------------|------------|------------|--------------|--------------|---------------|-------------|------------------|

被保険者 氏名 住所
世帯主・組合員の受給者 住所

療養を受けた者の氏名 生年月日 傷の原因

| 傷名 | 傷年月日 | 初療年月日 | 施術開始年月日 | 施術終了年月日 | 実日数 | 転帰 |
|-----|------|-------|---------|---------|-----|----------|
| (1) | | | | | | 治療・中止・転医 |
| (2) | | | | | | 治療・中止・転医 |
| (3) | | | | | | 治療・中止・転医 |
| (4) | | | | | | 治療・中止・転医 |
| (5) | | | | | | 治療・中止・転医 |

経過 請求区分 新規・継続

施術日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|----------|---|----------------|---|-----------|---|---------|---|-----------|---|---|---|
| 初検料 | 円 | 初検時相談交際料 | 円 | 往療料 km | 円 | 金庫副子等加算 | 円 | 施術情報提供料 | 円 | 明確書発行体制加算 | 円 | 計 | 円 |
| 加算(休日・深夜・時間外) | 円 | 再検料 | 円 | 加算(夜間・難路・暴風雨雪) | 円 | 柔道整復運動後療料 | 円 | | 円 | | 円 | 計 | 円 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-----|-------|-------|
| 整復料・固定料・施術料 | (1) 円 | (2) 円 | (3) 円 | (4) 円 | (5) 円 | 計 | 円 | | |
| 部位 | % | 通病開始月日 | 後療料 円 | 浄電法料 円 | 温電法料 円 | 電療料 円 | 計 円 | 多量計 円 | 長期計 円 |
| [1] | 100 | | | | | | | | |
| [2] | 100 | | | | | | | | |
| [3] | 80 | | | | | | | 0.6 | |
| [4] | 100 | | | | | | | | |
| [4] | 80 | | | | | | | 0.6 | |
| [4] | 100 | | | | | | | | |

合 計 円

一部負担金 円

請求金額 円

| | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 金庫副子等加算日 | 1回目 日 | 2回目 日 | 3回目 日 | 柔道整復運動後療料加算日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
|----------|-------|-------|-------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|

明細書発行体制加算 加算日 日 日 日

支払口座 1:普通 2:当座 3:通知 4:留保

金融機関 銀行 本店 支店 農協 本・支所

口座名 口座番号

登録記号番号

上記のとおり施術したことを証明します。
令和 年 月 日
所在地 〒
施術所名称
電話
明 証 柔道 フリガナ
整復師 氏名

上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。
令和 年 月 日
住所(上記住所欄と同じ)
被保険者
世帯主
組合員
受給者
氏名

この欄は、患者が記入してごさい。ただし、患者が記入する事ができない場合には、代理人記入の上、捺印してごさい。

備考 この用紙は、A列4番とすること。(※は保険者使用欄)



保医発 0527 第 3 号
令和 4 年 5 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和 4 年 5 月 27 日付け保発 0527 第 2 号）が通知され、施術内容の透明化や患者への情報提供を推進するとともに、業界の健全な発展を図る観点から、明細書の患者への交付が義務化されたところであるが、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号)

(傍線部分が改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>1 (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) 領収証の交付について</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の<u>支払い</u>を受けるときは、<u>正当な理由がない限り</u>、領収証を無償で交付しなければならないこと。</p> <p>交付が義務付けられる領収証は、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるものとし、別紙様式 1 を標準とする。</p> <p><u>なお、2 (2) ①の別紙様式 3 又は別紙様式 4 を標準とする領収証兼明細書を交付する場合は、別に領収証を交付する必要はないこと。</u></p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p>① <u>明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所</u></p> <p>ア <u>明細書の無償交付</u></p> <p><u>令和 4 年 10 月 1 日以降の施術分から、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が 3 人以上である施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。</u></p> <p>イ <u>明細書の記載内容、交付頻度、様式</u></p> <p>明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。</p> <p><u>また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて 1 ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごと</u></p> | <p>1 (略)</p> <p>2 領収証及び明細書の交付について</p> <p>(1) 領収証の交付について</p> <p><u>本年 9 月 1 日以降の施術分から、柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払</u>を受けるときは、領収証を無償で交付しなければならないこととしたこと。</p> <p><u>今回、交付が義務付けられる領収証は、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるものとし、別紙様式 1 を標準とする。</u></p> <p>(2) 明細書の交付について</p> <p><u>本年 9 月 1 日以降の施術分から、患者から柔道整復師の施術に要する費用に係る明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付することとしたこと。</u></p> <p><u>この明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。なお、明細書の様式は別紙様式 2 を標準とするものであるが、このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとする。</u></p> |

の療養費の算定項目が分かるもの) である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

エ 地方厚生(支)局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知)の別紙の第5の4の(9)のアに基づき、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生(支)局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

- ② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

ア 明細書の無償交付

①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の

支払いを受けるときは、明細書が無償で交付することとする施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書が無償で交付すること。

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

エ 地方厚生（支）局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のアに基づき、

明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3により、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。

オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

③ ①及び②に該当しない施術所

ア 明細書の交付

①及び②に該当しない施術所においては、患者から明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付すること。

明細書の交付の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。

イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付さ

なお、明細書の発行の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。

れたものとして取り扱うものとする。

ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、希望する患者には明細書を交付する旨（明細書交付の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額等を含む。）を施術所内に掲示する等により明示すること。施術所内の掲示は別紙様式6を参考とすること。

3・4 （略）

3・4 （略）

(別紙様式1)

領 収 証

_____ 様

| | |
|------------|---|
| 保険分合計 | 円 |
| ① 一部負担金 | 円 |
| ② 保険外 | 円 |
| 合計金額 (①+②) | 円 |

令和 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電 話

(別紙様式1)

領 収 証

_____ 様

| | |
|------------|---|
| 保険分合計 | 円 |
| ① 一部負担金 | 円 |
| ② 保険外 | 円 |
| 合計金額 (①+②) | 円 |

令和 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電 話



(別紙様式2)

明細書

様

| | | | |
|-------------|-------------|---|--------------|
| 保 險 分 | <初検料・再検料等> | | |
| | 初検料 | | 円 |
| | 初検時相談支援料 | | 円 |
| | 再検料 | | 円 |
| | <施術情報提供料> | | 円 |
| | <往療料> | | 円 |
| | <施術料等> | | (負傷力所) 力所 |
| | 整復・固定・施療料 | | 円 |
| | 後療料 | | 円 |
| | 温電法料 | | 円 |
| | 冷電法料 | | 円 |
| | 電療料 | | 円 |
| | 金属副子等加算 | | 円 |
| | 柔道整復運動後療料 | | 円 |
| | <明細書発行体制加算> | | 円 |
| | <その他> | | 円 |
| | 計 | | 円 |
| | ① 一部負担金 | | 円 |
| | ② 保険外 | | 円 |
| 合計金額 (①+②) | | 円 | |

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(別紙様式2)

明細書

様

| | | | |
|-------------|------------|--|--------------|
| 保 險 分 | <初検料・再検料等> | | |
| | 初検料 | | 円 |
| | 初検時相談支援料 | | 円 |
| | 再検料 | | 円 |
| | <施術情報提供料> | | 円 |
| | <往療料> | | 円 |
| | <施術料等> | | (負傷力所) 力所 |
| | 整復・固定・施療料 | | 円 |
| | 後療料 | | 円 |
| | 温電法料 | | 円 |
| | 冷電法料 | | 円 |
| | 電療料 | | 円 |
| | 金属副子等加算 | | 円 |
| | 柔道整復運動後療料 | | 円 |
| | <その他> | | 円 |
| | 計 | | 円 |
| | ① 一部負担金 | | 円 |
| | ② 保険外 | | 円 |
| | 合計金額 (①+②) | | 円 |

令和 年 月 日

住 所
氏 名

印

(別紙様式3)

領収証兼明細書

様

| | | |
|-------------|-------------|---|
| 保 險 分 | <初検料・再検料等> | |
| | 初検料 | 円 |
| | 初検時相談支援料 | 円 |
| | 再検料 | 円 |
| | <施術情報提供料> | 円 |
| | <往療料> | 円 |
| | <施術料等> | |
| | 整復・固定・施療料 | 円 |
| | 後療料 | 円 |
| | 温罨法料 | 円 |
| | 冷罨法料 | 円 |
| | 電療料 | 円 |
| | 金属副子等加算 | 円 |
| | 柔道整復運動後療料 | 円 |
| | <明細書発行体制加算> | 円 |
| | <その他> | 円 |
| | 計 | 円 |
| | ① 一部負担金 | 円 |
| ② 保 險 外 | 円 | |
| 合計金額 (①+②) | 円 | |

(負擔力所)
力所

令和 年 月 日

住 所
氏 名

(新設)

(別紙様式4)

領収証兼明細書
(令和 年 月分)

様

(枚中 枚目)

| 施荷日 | 令和 年 月 日 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 負擔力所 | カ所 |
| <初検料・再検料等> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 初検料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 初検時相談支援料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 再検料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <施術情報提供料> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <往療料> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <施療料等> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 重複・固定・施療料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 後療料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 温療法料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 冷療法料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 電療料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 金属副子等加算 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 柔道整復運動後療料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <明細書発行体制加算> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| <その他> | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ① 一部負担金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ② 保険外 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計金額 (①+②) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

発行日 令和 年 月 日
住所
氏名

(新設)

(別紙様式5)

○年○月○日
施 術 所 名

「施術に要する費用に係る明細書」の発行について

当施術所では、患者の皆様に対し、施術内容や施術費用について情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

(新設)

(別紙様式6)

○年○月○日
施 術 所 名

「施術に要する費用に係る明細書」の発行について

当施術所では、患者の皆様に対し、施術内容や施術費用について情報提供を積極的に推進していく観点から、希望される方に、個別の療養費の算定項目が分かる明細書を発行しております。

明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望される方は、会計窓口までお申し出ください。発行手数料は1枚〇円になります。

(新設)



事務連絡
令和4年5月27日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和4年5月27日付け保発0527第2号）が通知され、施術内容の透明化や患者への情報提供を推進するとともに、業界の健全な発展を図る観点から、明細書の患者への交付が義務化され、令和4年10月1日から適用することとされたところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめましたので、送付いたします。関係者に周知いただくとともに、窓口での相談対応等において個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、令和4年10月1日から適用することとし、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成22年6月30日付け事務連絡）の間22及び「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）」（平成23年3月3日付け事務連絡）の間27は、令和4年9月30日限り廃止します。

【明細書関係】

(問1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付することとされたが、「常勤職員」とは、どのような者を指すのか。

(答)

「常勤職員」とは、原則として各施術所で作成する就業規則において定められた勤務時間※の全てを勤務する者を指すものである。なお、柔道整復師に限らず、事務職員等も含むものである。

※ 就業規則を作成していない場合は、各施術所の一般的な労働者の労働契約における勤務時間

(問2) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付することとされたが、「正当な理由」とは何か。

(答)

「正当な理由」とは、患者本人から不要の申出があった場合である。

(問3) レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付する場合、一部負担金等を徴収する項目のみが表示されるが、問題ないか。徴収しない項目の表示は省略してもよいか。

(答)

明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付する場合、一部負担金等を徴収する項目のみ表示し、徴収しない項目の表示は省略しても差し支えない。

(問4) 一部負担金の支払いがない患者（公費負担該当者）には明細書を交付しなくてよいか。

(答)

公費負担医療の対象である患者等、一部負担金の支払いがない患者（当該患者の医療費が全額公費によるものを除く。）についても、明細書を交付するものである。

(問5) 患者の求めに応じて、明細書を1ヶ月単位で交付することは可能か。

(答)

明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則である。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととしており、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書(施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの)である必要がある。

(問6) 患者から一部負担金を受けるごとに明細書を無償で複数回交付した場合、明細書発行体制加算はいつ算定すべきか。

(答)

明細書を無償で交付した日の日に明細書発行体制加算の算定を行っても差し支えないが、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみの算定に限られる。

(問7) 患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付した場合、明細書発行体制加算の算定はどのようになるか。

(答)

患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみの算定に限られる。

(問8) 施術を行った月に明細書を交付し、明細書発行体制加算を支給申請したが、翌月、患者から再交付を求められて、同月の明細書を再交付した。この場合、再交付した明細書について、明細書発行体制加算(2回目)を支給申請してよいか。

(答)

再交付した明細書について、明細書発行体制加算(2回目)を支給申請することはできない。

(問 9)「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その1)」
(平成 22 年 6 月 30 日付け事務連絡)の問 23 及び問 24 について、令
和 4 年 10 月 1 日以降も適用されると考えてよいか。

(答)

そのとおり。

(問 10)「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その2)」
(平成 23 年 3 月 3 日付け事務連絡)の問 26 について、令和 4 年 10 月
1 日以降も適用されると考えてよいか。

(答)

そのとおり。

(問 11)「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」の一部改正に
ついて(令和 4 年 5 月 27 日付け保医発 0527 第 3 号。以下「令和 4 年
通知」という。)により改正された領収証及び明細書の標準様式には押
印欄が記載されていないが、どのように考えればよいか。

(答)

領収証や明細書の押印については、これを義務付ける法令の規定は存在しな
いことから、令和 4 年通知により、領収証及び明細書の標準様式には押印欄を
設けないこととしたものであるが、これらは標準様式であり、必要に応じて押
印することも可能である。



事務連絡
令和4年5月27日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
全国健康保険協会
健康保険組合
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

「柔整療養費の被保険者等への照会について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和4年5月27日付け保発0527第2号厚生労働省保険局長通知）が通知され、施術内容の透明化や患者への情報提供を推進するとともに、業界の健全な発展を図る観点から、明細書の患者への交付が義務化されたことに伴い、「柔整療養費の被保険者等への照会について」（平成30年5月24日付け事務連絡）の一部を別紙のとおり改正することとしたので、引き続き、保険者から被保険者等への照会に当たっては、本事務連絡によられるよう、改めてお願いします。

○「柔整療養費の被保険者等への照会について」(平成 30 年5月 24 日付け事務連絡)

(傍線部分が改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 照会の手法 被保険者等への照会の中には、相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない場合や、複数枚にわたる大部かつ詳細な照会や複数月分の照会に回答がない場合に、疑義を解消することができない又は審査情報が不足しているという理由で返戻の対象とする例があると指摘されている。また、申請書と被保険者等からの回答の内容が一致しない場合に、施術所等に照会を行わずに不支給決定をしている例などがあると指摘されている。 被保険者等への照会については、 (1)～(3) (略) (4) なお、被保険者等に領収証や明細書の提出を求め、領収証や明細書の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないので、留意されたい。</p> <p>4.・5. (略)</p> | <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 照会の手法 被保険者等への照会の中には、相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない場合や、複数枚にわたる大部かつ詳細な照会や複数月分の照会に回答がない場合に、疑義を解消することができない又は審査情報が不足しているという理由で返戻の対象とする例があると指摘されている。また、申請書と被保険者等からの回答の内容が一致しない場合に、施術所等に照会を行わずに不支給決定をしている例などがあると指摘されている。 被保険者等への照会については、 (1)～(3) (略) (4) なお、被保険者等に領収証の提出を求め、領収証の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないので、留意されたい。</p> <p>4.・5. (略)</p> |

(参考)

事 務 連 絡

平成30年5月24日

令和4年5月27日改正

地方厚生（支）局保険主管課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

全国健康保険協会

健康保険組合

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局高齢者医療課

厚生労働省保険局医療課

柔整療養費の被保険者等への照会について

柔道整復師の施術の療養費（以下「柔整療養費」という。）の適正化への取組については、平成25年3月19日付け事務連絡等で適切な実施についてお願いしているところであるが、保険者から被保険者等への照会について、不適切な実施例があると指摘されている。

被保険者等への照会に当たっては、以下によられるよう、改めてお願いします。

1. 被保険者等への照会の目的

柔整療養費の審査については、柔整審査会での審査により行われており、平成29年10月からは柔整審査会の権限の強化等も行われている。一方、被保険者等への照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向があるなどの施術について、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するためのものである。

したがって、被保険者等への照会については、本来の目的である不正の疑いのある施術等についての被保険者等への確認のために実施するものとし、受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれない。

2. 照会対象の選定

被保険者等への文書照会について、照会が不要と思われる請求（例えば、照会すべき理由がない月に1回、1部位の施術の請求）についてまで照会を行っているという例や悉皆による照会を行っている例があると指摘されている。

被保険者等への文書照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向がある、又はいわゆる部位転がし（同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す）といった照会が必要な施術について照会することとされたい。

3. 照会の手法

被保険者等への照会の中には、相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない場合や、複数枚にわたる大部かつ詳細な照会や複数月分の照会に回答がない場合に、疑義を解消することができない又は審査情報が不足しているという理由で返戻の対象とする例があると指摘されている。また、申請書と被保険者等からの回答の内容が一致しない場合に、施術所等に照会を行わずに不支給決定をしている例などがあると指摘されている。

被保険者等への照会については、

- (1) 施術後照会まで相当期間が経過すると、被保険者等の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施するとともに、
- (2) 照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい。

具体的には、被保険者等への照会は、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するものであることから、施術期間・実日数や、負傷の原因・箇所（いつ、どこで、何をしているときに、どのようなことをして、どこを負傷したか）を確認するものとされたい。

- (3) また、申請書と被保険者等からの回答が一致しない場合には、不正が明らかであるなどの必要がない場合を除き、施術所等に照会を行い、疑義を解消するようにされたい。その際、疑義の解消に必要な範囲での照会を行われるよう留意されたい。
- (4) なお、被保険者等に領収証や明細書の提出を求め、領収証や明細書の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないので、留意されたい。

4. 照会の事務や作業の委託

柔整療養費については、保険者が有する機能については民間業者へ外部委託できないものであるが、民間業者へ被保険者等への調査を一任し、実態として保険者が有する機能の一部を外

部委託している例がみられる。

返戻、照会の要否、審査、支給又は不支給の決定などについては、外部委託することが適当でないので、留意されたい。

また、被保険者等への照会の単なる事務や作業を外部委託する場合には、外部委託先について適切に事務や作業を実施できるかどうかを確認するとともに、保険者の責任と指導・監督の下で事務や作業が行われるようにされたい。

その際、施術者団体や請求代行を行っている者の子会社等に委託することは、自らの関係施術所について異なる取扱いをする等の疑義が生じるため適当ではないと考えられるので、留意されるとともに、その実態が判明した場合、保険者は、委託業者が自らの関係施術所について異なる取扱いを行っていないか改めて確認するなど、公正性の担保について留意されたい。

なお、委託費について、例えば、不支給となった請求額、照会や返戻の実施件数が多くなれば委託費が比例的に多くなるなど、過度なインセンティブを含む委託費となっており、結果として不適切な照会につながっている例があるとの指摘があるので、そのようなことがないようにされたい。

5. 被保険者等への照会についての相談窓口の設置

被保険者等への照会の不適切な例が指摘されていることを踏まえ、厚生労働省において、平成30年度に、その実態を把握し必要な改善を図るため、相談窓口を設けることとした。

被保険者等への照会の不適切な事例については、別添の連絡票により受け付けることとしたので、ご了知願いたい。

(別添)

不適切な被保険者等への照会の連絡票

| | |
|---------------------|--|
| 保険者名 | <input type="checkbox"/> 協会けんぽ () 支部) <input type="checkbox"/> 健康保険組合 () 組合) <input type="checkbox"/> 国民健康保険 ()) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療広域連合 ()) |
| 被保険者等への照会実施者(委託業者)名 | |
| 具体的な内容 | |

※被保険者等への照会票の添付をお願いいたします。

| | |
|-----------------------------|--|
| 連絡者の氏名 施術所名 住所 連絡先 | |
|-----------------------------|--|

【相談窓口】

厚生労働省 保険局医療課内 柔道整復療養費被保険者等への照会担当

E-mail : juseisyoukai@mhlw.go.jp

FAX : 03-3508-2746